

平成24年1月16日

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

支出負担行為担当官

那覇地方法務局長 稲 吉 伸 博

1 競争に付する事項

- (1) 件 名 名護地方合同庁舎の総合管理業務委託及び那覇地方法務局庁舎の清掃業務等委託
- (2) 仕 様 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行場所 名護市字宮里452番地3 名護地方合同庁舎
那覇市樋川一丁目15番15号 那覇地方法務局
沖縄市知花六丁目7番5号 那覇地方法務局沖縄支局
宜野湾市伊佐四丁目1番20号 那覇地方法務局宜野湾出張所
- (4) 履行期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
- (5) 入札方法 上記(1)の件名について入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (4) 平成22・23・24年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」においてC等級以上に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (5) 契約の相手方として不適当でなく契約の相手方として不適当な行為をしない者。

なお、契約の相手方として不適当な者及び不適当な行為をする者とは、以下のア及びイに示す者である。

ア 契約の相手方として不適当な者

- (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (ア) 暴力的な要求行為を行う者
- (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (オ) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒900-8544

那覇市樋川一丁目15番15号

那覇地方法務局会計課（担当 牧野）

電話 098-854-7950（内線312）

4 入札説明書等の交付期間

平成24年2月17日（金）まで（「行政機関の休日に関する法律」に定める休日を除く。受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで）とする。

5 入札書の提出期限等

(1) 入札書の提出期限及び提出場所

平成24年3月7日（水）午後5時15分まで

那覇地方法務局会計課用度係

(2) 提出方法

持参又は郵送による。ただし、郵送する場合は書留郵便により、かつ、前記（1）

の提出期限必着で送付すること。

6 開札の日時及び場所

平成24年3月8日（木）午前10時
那覇市樋川一丁目15番15号
那覇地方法務局3階専用会議室

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨に限る。

(2) 入札保証金

納付を免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、違約金として、落札金額の100分の5に相当する額を、那覇地方法務局に支払わなければならない。

(3) 契約保証金

納付を免除する。ただし、落札者が契約上の義務を履行しないときは、違約金として、契約金額の100分の10に相当する額を、那覇地方法務局に支払わなければならない。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類等を平成24年2月17日（金）午後5時15分までに那覇地方法務局会計課へ提出しなければならない。

(5) 入札の無効

本公告及び入札説明書に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条項に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書の要否

要

(7) 詳細は、入札説明書による。

以 上